

改定	現行	摘 要
<p data-bbox="350 604 1202 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1065 957 1365 1440"> 平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 </p> <p data-bbox="575 1822 982 1875">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1578 604 2430 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="2288 957 2588 1394"> 平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 </p> <p data-bbox="1801 1822 2208 1875">山梨県県土整備部</p>	

改定		現行		摘 要
第 135 条	履行報告	第 135 条	履行報告	
第 136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第 136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	
第 137 条	行政情報流出防止対策の強化	第 137 条	行政情報流出防止対策の強化	
第 138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	第 138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	
第 139 条	保険加入の義務	第 139 条	保険加入の義務	
第 140 条	新技術の活用について	第 140 条	新技術の活用について	
第 2 章	機械ボーリング	第 2 章	機械ボーリング	
第 201 条	目的	第 201 条	目的	
第 202 条	土質の分類	第 202 条	土質の分類	
第 203 条	調査等	第 203 条	調査等	
第 204 条	成果物	第 204 条	成果物	
第 3 章	サンプリング	第 3 章	サンプリング	
第 301 条	目的	第 301 条	目的	
第 302 条	採取方法	第 302 条	採取方法	
第 303 条	試料の取扱い	第 303 条	試料の取扱い	
第 304 条	成果物	第 304 条	成果物	
第 4 章	サウンディング	第 4 章	サウンディング	
第 1 節	標準貫入試験	第 1 節	標準貫入試験	
第 401 条	目的	第 401 条	目的	
第 402 条	試験等	第 402 条	試験等	
第 403 条	成果物	第 403 条	成果物	
第 2 節	スウェーデン式サウンディング試験	第 2 節	スウェーデン式サウンディング試験	
第 404 条	目的	第 404 条	目的	
第 405 条	試験等	第 405 条	試験等	
第 406 条	成果物	第 406 条	成果物	
第 3 節	機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験	第 3 節	オランダ式二重管コーン貫入試験	
第 407 条	目的	第 407 条	目的	
第 408 条	試験等	第 408 条	試験等	
第 409 条	成果物	第 409 条	成果物	
第 4 節	ポータブルコーン貫入試験	第 4 節	ポータブルコーン貫入試験	
第 410 条	目的	第 410 条	目的	
第 411 条	試験等	第 411 条	試験等	
第 412 条	成果物	第 412 条	成果物	
第 5 節	簡易動的コーン貫入試験	第 5 節	簡易動的コーン貫入試験	
第 413 条	目的	第 413 条	目的	
第 414 条	試験等	第 414 条	試験等	

改定	現行	摘 要
第 415 条 成果物…………… 21	第 415 条 成果物…………… 21	
第 5 章 原位置試験…………… 22	第 5 章 原位置試験…………… 22	
第 1 節 孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験) …… 22	第 1 節 孔内水平載荷試験…………… 22	
第 501 条 目的…………… 22	第 501 条 目的…………… 22	
第 502 条 試験等…………… 22	第 502 条 試験等…………… 22	
第 503 条 成果物…………… 22	第 503 条 成果物…………… 22	
第 2 節 地盤の平板載荷試験…………… 22	第 2 節 地盤の平板載荷試験…………… 22	
第 504 条 目的…………… 22	第 504 条 目的…………… 22	
第 505 条 試験等…………… 23	第 505 条 試験等…………… 23	
第 506 条 成果物…………… 23	第 506 条 成果物…………… 23	
第 3 節 現場密度測定 (砂置換法) …… 23	第 3 節 現場密度測定 (砂置換法) …… 23	
第 507 条 目的…………… 23	第 507 条 目的…………… 23	
第 508 条 試験等…………… 23	第 508 条 試験等…………… 23	
第 509 条 成果物…………… 23	第 509 条 成果物…………… 23	
第 4 節 現場密度測定 (R I 法) …… 23	第 4 節 現場密度測定 (R I 法) …… 23	
第 510 条 目的…………… 23	第 510 条 目的…………… 23	
第 511 条 試験等…………… 23	第 511 条 試験等…………… 23	
第 512 条 成果物…………… 23	第 512 条 成果物…………… 23	
第 5 節 現場透水試験…………… 24	第 5 節 現場透水試験…………… 24	
第 513 条 目的…………… 24	第 513 条 目的…………… 24	
第 514 条 試験等…………… 24	第 514 条 試験等…………… 24	
第 515 条 成果物…………… 24	第 515 条 成果物…………… 24	
第 6 節 ルジオン試験…………… 24	第 6 節 ルジオン試験…………… 24	
第 516 条 目的…………… 24	第 516 条 目的…………… 24	
第 517 条 試験等…………… 24	第 517 条 試験等…………… 24	
第 518 条 成果物…………… 24	第 518 条 成果物…………… 24	
第 7 節 速度検層…………… 24	第 7 節 速度検層…………… 24	
第 519 条 目的…………… 24	第 519 条 目的…………… 24	
第 520 条 試験等…………… 25	第 520 条 試験等…………… 25	
第 521 条 成果物…………… 25	第 521 条 成果物…………… 25	
第 8 節 電気検層…………… 25	第 8 節 電気検層…………… 25	
第 522 条 目的…………… 25	第 522 条 目的…………… 25	
第 523 条 試験等…………… 25	第 523 条 試験等…………… 25	
第 524 条 成果物…………… 25	第 524 条 成果物…………… 25	
第 6 章 解析等調査業務…………… 26	第 6 章 解析等調査業務…………… 26	
第 601 条 目的…………… 26	第 601 条 目的…………… 26	
第 602 条 業務内容…………… 26	第 602 条 業務内容…………… 26	

改定	現行	摘 要
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第127条 受注者の賠償責任等 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第25条に規定する一般的損害、契約書第26条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第38条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月、建設工事必携に掲載）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日、建設工事必携に掲載）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 サウンディング</p> <p>第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験</p> <p>第407条 目的 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>第408条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）による準拠して行うものとする。</p> <p>2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。</p> <p>3. 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第127条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第25条に規定する一般的損害、契約書第26条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第38条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成29年3月、建設工事必携に掲載）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日、建設工事必携に掲載）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 サウンディング</p> <p>第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験</p> <p>第407条 目的 オランダ式二重管コーン貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>第408条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）によるものとする。</p> <p>2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。</p> <p>3. 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。</p>	

改定	現行	摘 要
<p>第 409 条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図、調査位置平面図</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220 (機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験方法) により整理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 原位置試験</p> <p>第 1 節 孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験)</p> <p>第 501 条 目的</p> <p>孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験) は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第 502 条 試験等</p> <p>3. 測定</p> <p>孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験) は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。</p>	<p>第 409 条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図、調査位置平面図</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220 (オランダ式二重管コーン 貫入試験方法) により整理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 原位置試験</p> <p>第 1 節 孔内水平載荷試験</p> <p>第 501 条 目的</p> <p>孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第 502 条 試験等</p> <p>3. 測定</p> <p>孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。</p>	